

2. 横手市空き店舗等利活用支援事業補助金の概要

横手市内の中小企業者等で、ご自身が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改装及びこれらと一体として整備する設備等にかかる費用の一部を補助します。

また、商店街等の空き店舗を活用して、商店街および地域商業の活性化につながる事業を営む中小企業者の方に対して、かかる経費の一部を補助します。

平成 31 年 4 月 商工労働課

【① ご自身の店舗改装等を行う場合】

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 大型店舗（売場又は営業面積が 500 平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。 ただし、以下の場合は対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める営業 ・ その他市長が不相当と認める事業
対象経費等	個人等が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改装・改装及びこれらと一体として整備する看板設置にかかる費用（デザイン料含む）。 長期的な経営計画に基づき、利用客の利便の向上や店舗の販売力の向上を狙えるものを対象とします。 ※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。 ※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。 ※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。 ※ 過去に同一店舗で当事業補助金の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。
補助金額等	○補助対象経費の1/2以内、上限30万円とします。 ※千円未満は切捨てとします。

【②商店街等の空き店舗を利用して事業を行う場合】

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。 ・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸契約期間が2年以上であり、かつ、週30時間以上営業を行うこと。 ・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸借契約日が補助申請日の2カ月以内であること。 ・ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る契約日が平成30年4月以降であること。 ・ 空き店舗の所有者の親族でないこと。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	<p>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業 ・ その他市長が不相当と認める事業
対象経費等	<p>空き店舗を活用して営業を開始する際に必要な店舗内外の改装及び看板設置にかかる費用（デザイン料含む）、店舗の賃借料を対象とします。</p> <p>※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。</p> <p>※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【賃貸借の場合】敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る経費は補助対象とみなしません。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の1/2以内、上限50万円とします。</p> <p>○秋田県外から移住後1年未満の方は、補助対象経費の1/2以内、上限80万円とします。</p> <p>※千円未満は切捨てとします。</p>

【①・②共通事項】

提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>① 事業計画書 ② 市税納税証明書（県外から移住してこられる方は、横手市の住民票） ③ 見積書（改装費等を補助対象経費とする場合） ④ 店舗の賃貸借契約書の写し（空き店舗を利用して事業を行う場合） ⑤ 図面 ⑥ 完成予想図 ⑦ 事前写真 ⑧ その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	平成31年4月1日（月）から予算の範囲内で随時受付しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改装・開店にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ・ 必要に応じて現地調査を行います。 ・ <u>補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。</u> <u>（翌年度へ繰り越しや事前交付はできません）</u>

補助金額等について

申請年度中に補助事業が完了する計画であり、補助金額の範囲内であれば、店舗の改装・賃貸料にかかる経費について申請が可能です。

なお、補助率は全て対象経費の1/2以内です。

※ 千円未満は切捨てとします。

※ 補助金を翌年度に繰り越すことはできませんので、ご注意ください。

《ケース①》全て改装費に充てたい

◆改装費 150万円 ⇒ 補助金額

既存店30万円
空き店舗50万円

《ケース②》空き店舗を活用する場合》全て賃借料に充てたい

◆賃借料 月25万円 ⇒ 補助金月12万5千円×4ヶ月＝

50万円

《ケース③》空き店舗を活用する場合》改装費、空き店舗の賃借料に充てたい

◆改装費 100万円 ⇒ 補助金額

30万円

 ◆賃借料 月10万円 ⇒ 補助金月5万円×4ヶ月＝

20万円

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※ 受付は土、日、祝日を除きます。※必要に応じて現地調査を行います。</p>
-----	---

②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
-------	---

③工事等の着工・備品購入	<p>補助金の交付決定を受けてから工事等の着工をしてください。</p> <p>交付決定前に着工した工事は交付対象になりません。なお、空き店舗の賃借料については「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。</p>
--------------	---

賃借料を含む場合

改装のみの場合

④状況報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>【改装費について】 代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書に記入し、右記の必要な書類を添えて提出してください。（現地調査を行い、改装分の補助金を交付します）</p> <p>【賃借料について】 「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。毎月、賃借料の領収書の写しと空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書を提出してください。（家賃分の補助金を毎月交付します）</p>
-------	---

<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>改装にかかる代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p>

⑤実績報告	<p>《実績報告に必要な書類等》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業決算書 ② 領収書の写し（宛名は申請者と一致するようにしてください） ③ 業者が発行する工事費を証する明細書 ④ 写真（施工後の内部・外部の現状がわかるもの） ⑤ その他市長が必要と認める書類
-------	---

⑥補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</p> <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>
---------	--

※④で補助金の交付が完了している場合は、⑤の提出をもって事業終了となります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の様式については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

空き店舗等利活用支援事業の HP 番号：000001985